

## 東京都市計画公園の変更について（第8・2・39号上祖師谷農業公園）

### 1 主旨

都市計画に関する基本的な方針である「世田谷区都市整備方針（平成27年4月）」では、将来目標を実現するためのテーマ別方針の一つとして「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」を掲げている。この中では農地保全のため、農地保全重点地区を中心に都市計画公園・緑地に指定し、農業公園などとして整備を進めることとしている。

また、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である「世田谷区みどりの基本計画（平成30年3月）」では、取り組み方針の一つとして「農のみどりの継承」を掲げている。この中では農業振興等拠点として活用できる農地及び屋敷林をあらかじめ農業公園として都市計画決定し、所有者が農地を手放さざるを得なくなった時に、区が農地を取得して農業公園として整備することで、農地を長期的に保全することとしている。

こうした中、農地保全に関する基本方針として策定した「世田谷区農地保全方針（平成21年10月）」では、農地保全重点地区内において農地を活かしたまちづくりの拠点として有効性が高い農地等について、群として都市計画公園に指定できるとしている。

世田谷区西部に、南北2か所に分かれる本件計画地は、いずれも農地保全重点地区内に位置し、世田谷の農の風景の重要な構成要素となっている生産緑地が多くを占めている。計画地内には、生産緑地と連続して昭和59年度末に開園した上祖師谷五丁目公園もあり、区の農業公園設計指針で必要に応じて配置するとした遊戯広場に活用できる。

こうしたことから、農地及び農の風景を保全しつつ、農地と既設公園を一体的に活用して農業振興等拠点として整備するため、都市計画公園の配置及び機能について検討した結果、上祖師谷五丁目地内における約0.7ヘクタールの区域について、第8・2・39号上祖師谷農業公園を都市計画決定しようとするものである。

### 2 これまでの経緯

令和3年 8月 都市計画審議会（報告）

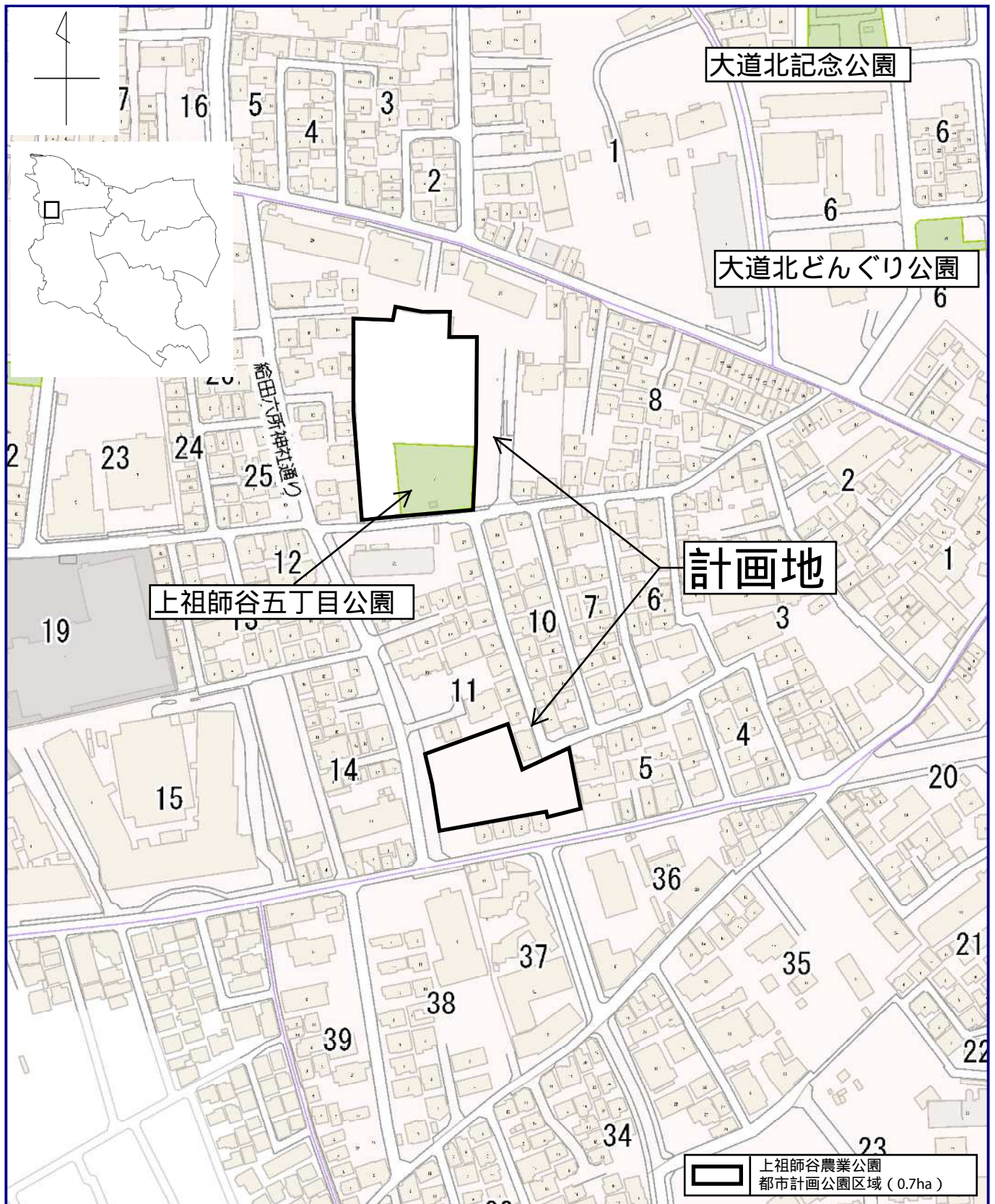
### 3 概要

- (1) 名称 第8・2・39号上祖師谷農業公園
- (2) 区域 計画図表示のとおり
- (3) 面積 約0.7ha

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和3年 9月 都市計画法17条に基づく都市計画案の公告・縦覧  
10月 都市計画審議会（諮問）  
11月 都市整備常任委員会  
都市計画変更決定・告示

# 案内図



縮尺 1/2500



※敷地の境界、都市計画などの内容を証明するものではありません。

【地図の著作権】住宅地図：(C)ZENRIN CO.,LTD.、白地図/航空写真：(c) Kokusai Kogyo Co., Ltd.、その他の地図：(c)City Of Setagaya

東京都市計画公園の変更（世田谷区決定）

東京都市計画公園に第8・2・39号上祖師谷農業公園を次のように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
特殊公園	第8・2・39号	上祖師谷農業公園	世田谷区上祖師谷五丁目地内	約0.7ha	園路、修景施設、休養施設、遊戯施設、管理施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由 農地及び農の風景を保全しつつ、既設公園を一体的に活用して農業振興拠点として整備するため、上記のとおり公園を追加する。

新 旧 対 照 表

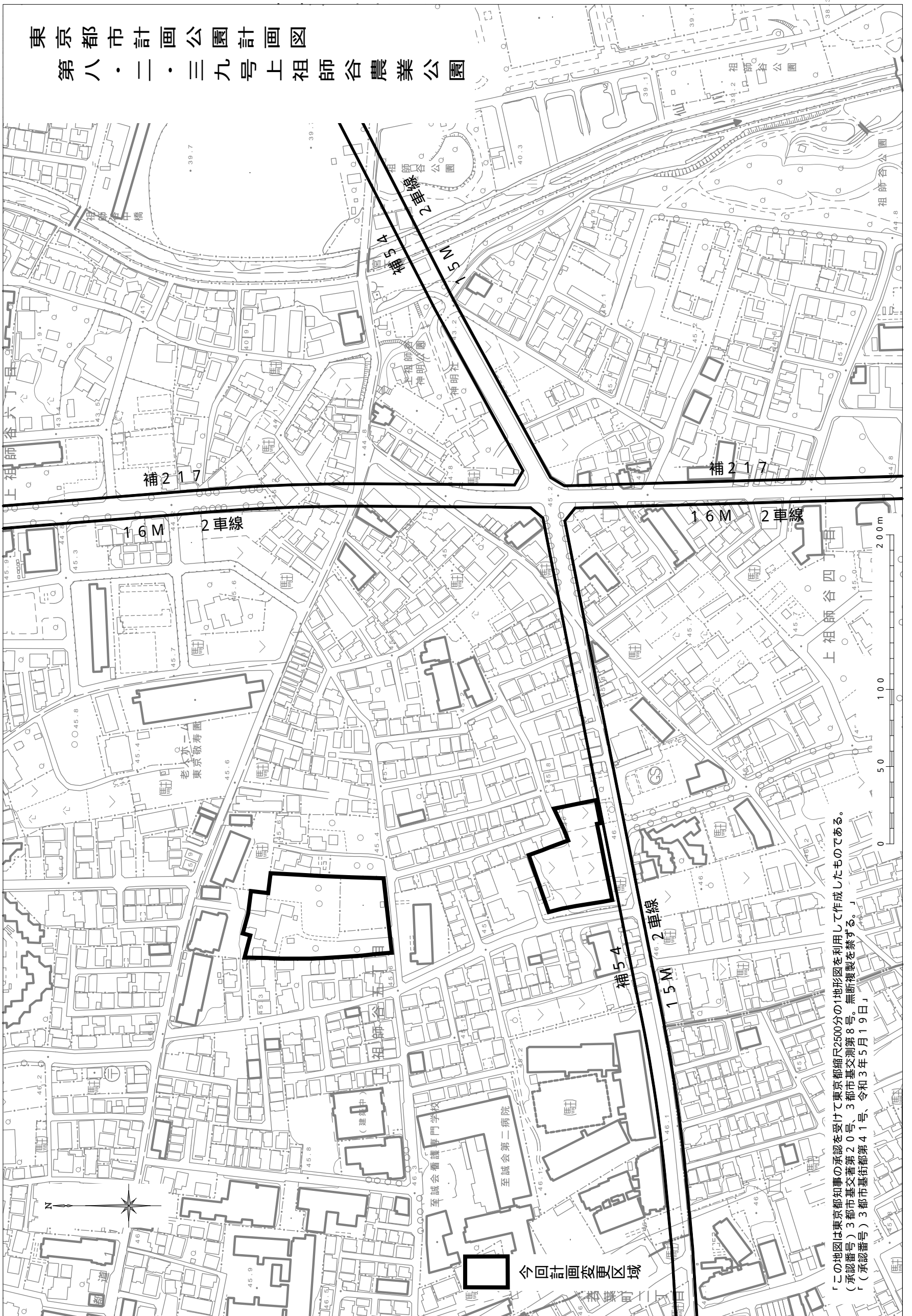
種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
特殊公園	第8・2・39号	上祖師谷農業公園	世田谷区上祖師谷五丁目地内	約0.7ha	追加

東京都市計画公園住居表示図  
 第八・二・三九号上祖師谷農業公園



# 東京都市計画公園計画図

## 第八・二・三九号上祖師谷農業公園



「この地図は東京都知事の承認を受けて東京都縮尺2500分の1地形図を利用して作成したものである。  
(承認番号) 3都市基交第20号、3都市基交測第8号。無断複製を禁ずる。」  
「(承認番号) 3都市基街第41号、令和3年5月19日」

# 都市計画の案の理由書

## 1 種類・名称

東京都市計画公園 第8・2・39号上祖師谷農業公園

## 2 理由

都市計画に関する基本的な方針である「世田谷区都市整備方針（平成27年4月）」では、将来目標を実現するためのテーマ別方針の一つとして「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」を掲げている。この中では農地保全のため、農地保全重点地区を中心に都市計画公園・緑地に指定し、農業公園などとして整備を進めることとしている。また、「地域整備方針」の烏山地域のテーマ別の方針の一つとして「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」を掲げている。この中では地域内に広がる農地を貴重な環境資産として、農業に対する区民の理解・関心を高めることにより、緑地空間として保全し活用するとしている。

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である「世田谷区みどりの基本計画（平成30年3月）」では、取り組み方針の一つとして「農のみどりの継承」を掲げている。この中では農業振興等拠点として活用できる農地及び屋敷林をあらかじめ農業公園として都市計画決定し、所有者が農地を手放さざるを得なくなった時に、区が農地を取得して農業公園として整備することで、農地を長期的に保全することとしている。

こうした中、農地保全に関する基本方針として策定した「世田谷区農地保全方針（平成21年10月）」では、農地保全重点地区内において農地を活かしたまちづくりの拠点として有効性が高い農地等について、群として都市計画公園に指定できるとしている。

世田谷区西部に、南北2か所に分かれる本件計画地は、いずれも農地保全重点地区内に位置し、世田谷の農の風景の重要な構成要素となっている生産緑地が多くを占めている。計画地内には、生産緑地と連続して昭和59年度末に開園した上祖師谷五丁目公園もあり、区の農業公園設計指針で必要に応じて配置するとした遊戯広場に活用できる。

こうしたことから、農地及び農の風景を保全しつつ、農地と既設公園を一体的に活用して農業振興等拠点として整備するため、都市計画公園の配置及び機能について検討した結果、上祖師谷五丁目地内における約0.7ヘクタールの区域について、第8・2・39号上祖師谷農業公園を都市計画決定しようとするものである。